

あなたもねらわれています！

悪質な新しい架空請求の手口にご注意ください

通信販売の商品代金が未納のため民事訴訟の手続きをとるとして、弁護士と販売会社を名乗る者の連名により、封書で「民事訴訟通告書」という書面を送りつける、新たな架空請求の手口が報告されています。

「何の料金を説明している」、「はがきではなく封書で送りつける」などの点で、今までの架空請求とは異なるほか、法律事務所が代理人となって訴訟を起こすという内容を記載し、差出人を弁護士と販売会社の連名とするなど、より巧妙となっています。

民事訴訟通告書

先日、●●●から男性系サプリメントを通信販売にてお買い求めいただいた際の入金、平成19年5月**日現在、まだ確認されておりません。幾度となく連絡をしたのですが対応がない状態ということにより、平成19年5月**日をもって、私ども△△△法律事務所が代理人として担当していくことになりました。今後は、当事者間で解決が見込めないため、民事訴訟の手続きをとらせていただきます。

なお、以下の裁判執行予定日までに連絡なき場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、**当方の主張が全面的に受理され訴訟を開始させていただきます。**その後、債務者の給料差し押さえおよび、動産物、不動産物の財産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行させていただくこととなりますのでご了承ください。

以上をもちまして訴訟通告とさせていただきます。

なお、訴訟内容などの詳しい内容のお問い合わせは、△△△法律事務所までご連絡ください。

裁判執行予定日 平成19年*月*日

〇〇〇
代表取締役 ×× ××
〒****-****
東京都*****
TEL 03-****-****
FAX 03-****-****

△△△法律事務所
代表取締役 ×× ××
〒****-****
東京都*****
TEL 03-****-****
FAX 03-****-****

具体的商品名等を記載し、より信ぴょう性を高めようとしています。

弁護士や法律事務所を名乗っていても、実在するとは限りません。

(書面の例)

裁判になる場合は裁判所から訴状を受理した、という内容の特別速達があります。

また、裁判の取り下げはいつでもできます。あせって連絡をとる必要はありません。

はがきが届いたときの対処法…

「連絡をとらず、無視」しましょう。

◆はがきに記載してある電話番号へ連絡をとると、あなたにお金を支払わせようと言葉巧みに誘導したり、おどかしたりすると予測されます。

◆連絡をとることは、悪意のある人間にあなたの存在を知らせることになります。

◆もし、相手から電話がかかってきたとしても、「身に覚えのないものは支払わない」と、きっぱり断りましょう。

なお、勤務先や家族の名前など、個人情報絶対に話してはいけません。

おかしいなと思ったら、連絡してしまいお悩みの方はご連絡ください。

- ・県消費生活センター ☎ 024-521-0999
- ・県警察県民サービスセンター ☎ 024-533-9110
- ☎ #9110 (プッシュ回線のみ)

児童扶養手当

◆受給資格者(父子家庭は対象となりません。)

- 次の①から⑧のいずれかに該当する18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童を監護している母、または、母にかわってその児童を養育している方。
 - ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
 - ②父が死亡した児童
 - ③父が重度の障がいのある児童
 - ④父から1年以上遺棄されている児童
 - ⑤父が法令により1年以上※拘禁(こうきん)されている児童
 - ⑥1年以上父の生死が明らかでない児童
 - ⑦婚姻によらないで生まれた児童
 - ⑧孤児などで、父母がいるの可否不明の児童
- ※請求者が、老齢福祉年金以外の年金を受けている場合には、受給者になれませんので、注意してください。その他に受給者、および児童についての要件もあります。

ひとり親家庭 (父子家庭・母子家庭) のみなさんへ

ひとり親家庭や父母にかわって児童を養育している家庭に対して、生活の安定と自立の促進を通して、児童の健全育成を図るために、次のような制度があります。

◆手当額

受給資格者および扶養義務者の所得や対象となる児童の数に応じて決まります。

◆ひとり親家庭医療費助成

◆助成対象者(父子家庭も対象となります。)

・18歳未満の児童を監護している配偶者のない父親または母親とその児童(就学している児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

◆助成内容

・医療機関の窓口で支払った医療費(各種医療保険適用による自己負担分)について、同一受診月ごとに、一つの世帯の自己負担額を合算して千円を超えた場合、超えた額を給付します。

◆お問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係 (内線132)

本宮市福祉事務所

「家庭児童相談室」のご案内



本宮市福祉事務所では、市民の皆さんからの依頼による家庭児童相談を行っています。

子どもたちを心身ともに健康やかに育成するために、次のような相談を受け付けます。

- 子どものしつけや生活習慣についての相談
 - 保育所・幼稚園・学校等での集団生活や不登校についての相談
 - 子どもの発育や心身の機能上の障がいについての相談
 - 児童の虐待や家庭内暴力についての相談
- 家庭や学校等で気がかりな事があれば、お気軽にご相談ください。児童本人・保護者や近親者の方等からも広く相談を受け付けています。

談を受け付けております。毎日の子育てでのお悩みや心配ごとなどお寄せください。なお、相談に関しては秘密が守られます。

●相談方法

・電話または面談による相談に応じています。

・面接を希望される場合、できれば事前に電話で予約のうえ、おいでください。

●相談日と時間

火曜日と木曜日 (午前9時～午後4時)

●相談場所・問い合わせ先

家庭児童相談室 (市役所 福祉事務所内) ☎ 33-1111